

文教委員会資料③

2 請願の審査

- (4) 陳情第173号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を
求める意見書の提出を求める陳情

資料 陳情第173号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める
意見書の提出を求める陳情について

こども未来局

(令和5年3月10日)

陳情第173号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情について

1 国が定める保育士の配置基準について

「児童福祉法」においては、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされており、また、児童福祉施設に配置する従業者及びその員数は、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとしている。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」には、保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないとされており、保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とされている。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。

2 本市における保育士の配置基準について

本市における保育士の職員配置については、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」において、国が示す配置基準を定めるほか、市加配保育士として休憩休息保育士及び年休代替保育士を常勤にて配置するよう努めることとしている。

<認可保育所の職員配置>

区分	配置基準	
国基準保育士	① 条例保育士	<ul style="list-style-type: none"> • 0歳児：児童 3人につき1人 • 1・2歳児：児童 6人につき1人 • 3歳児：児童 20人につき1人（※） • 4・5歳児：児童 30人につき1人 （※）3歳児配置改善を行う場合は15人につき1人
	② その他国基準等保育士	以下の要件につき各1人 <ul style="list-style-type: none"> • 定員90人以下の場合 • 標準時間認定児を受入れる場合 • 主任保育士を専任化する場合 • 専任の保育士を増員し、チーム保育体制を整備する場合
市加配保育士	③ 休憩休息保育士	条例保育士数4人につき1人 （①の保育士数÷4（小数点切り上げ））
	④ 年休代替保育士	各施設1人

3 その他市加算について

障害児保育費	障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、保育士等の加配を行い、対象となる子どもの処遇向上を図るため、人件費を加算するもの。
産休明け保育対応保育士雇用費	産休明け（生後5箇月未満）の子どもが利用している施設に対し、産休明け保育対応保育士を対象児2人につき1人加配するための雇用費を加算するもの。